

「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」の  
これまでの開催状況等

5月 26日（第1回） { 障害者（児）の地域生活支援施策の現状  
今後の進め方について

6月 9日（第2回） 委員からの意見発表（1回目）

6月 24日（第3回） 委員からの意見発表（2回目）

7月 17日（第4回） { 関係者からのヒアリング（1回目）  
・ 重症心身障害児（者）関係  
・ 知的障害者本人  
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（滋賀県）  
データ収集の進め方について（1回目）

7月 30日（第5回） { 関係者からのヒアリング（2回目）  
・ 自閉症関係  
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（横浜市、北信圏域）  
データ収集の進め方について（2回目）

8月 26日（第6回） 関係者からのヒアリング（3回目）  
・ 海外の動向（米、スウェーデン、英、独）

9月 8日（第7回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（1回目）  
高齢者介護研究会報告書について（報告）  
平成16年度概算要求について（報告）

9月 30日（第8回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（2回目）  
支援費制度の施行状況調査（抽出調査分の報告）

10月14日（第9回） 地域生活を支えるサービス体系の在り方について  
(3回目、ホームヘルプサービス等居宅支援サービスについて)

10月28日（第10回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について  
(4回目、就労、住まい等の施策について)  
居宅生活支援サービスの利用状況調査（報告）

11月14日（第11回） { 平成15年度ホームヘルプ予算の執行について（報告）  
サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方に  
ついて  
地方3団体からのヒアリング（1回目、全国知事会）

11月26日（第12回） { サービス供給を支える基盤の在り方について  
地方3団体からのヒアリング  
(2回目、全国市長会、全国町村会)

12月12日（第13回） これまでの議論のとりまとめ（予定）

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会 委員名簿

有留 武司 東京都福祉局障害福祉部長  
安藤 豊喜 (財)全日本聾啞連盟理事長  
○ 板山 賢治 (福)浴風会理事長  
◎ 江草 安彦 (福)旭川荘理事長  
大熊由紀子 大阪大学人間科学部教授  
太田 修平 日本障害者協議会理事・政策委員長  
大谷 強 関西学院大学経済学部教授  
大濱 真 (社)全国脊髄損傷者連合会理事  
大森 強 千葉大学法経学部教授  
京極 高宣 日本社会事業大学学長  
笹川 吉彦 (福)日本盲人会連合会長  
佐藤 進 (福)昴理事長  
高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授  
竹中 ナミ (福)プロップ・ステーション理事長  
谷口 明広 自立生活支援センターきらリンク事務局長  
中西 正司 (NPO)DPI日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表  
早崎 正人 大垣市社会福祉協議会在宅福祉サービス推進室長  
村上 和子 (福)シンフォニー理事長  
室崎 富恵 (福)全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長  
森 貞述 高浜市長  
森 祐司 (福)日本身体障害者団体連合会事務局長  
山路 憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

平成15年9月30日現在  
計22名(五十音順、敬称略)  
◎は座長、○は座長代理

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第7回）議事概要

### 1 日時

平成15年9月8日（月）14時05分～17時05分

### 2 場所

厚生労働省17階専用第18～20会議室

### 3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大濱委員、京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、森貞述委員

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

### 4 議事

#### （1）地域生活を支えるサービス体系の在り方について

資料1及び2に基づき事務局が説明を行った後、資料3～5に基づき、中西委員、早崎委員、室崎委員のそれぞれから発表があった。それぞれについて、意見交換を行った。

#### （2）報告事項

資料6に基づき、高橋委員が高齢者介護研究会報告書の報告を行ったほか、事務局が平成16年度概算要求の報告を行った。それぞれについて、意見交換を行った。

### 5 主な意見

- 障害者から支援費制度に対する期待や具体的な生活の例を出してもらい、対応の在り方を考えると良いのではないか。
- 自立生活センターを利用している全身性障害者の半数は一人暮らしであり、同居する親族から介助を受けている人の中でも一人暮らしへの希望は強い。また、全身性障害者の介助サービスについて、全体介助の必要な人、一人暮らしの人、東京や大阪に居住する人は利用時間が長い。
- 身体障害者は、家事援助よりも身体介護を多く希望している。事業者が支援費の単価が低いサービスを行わないことが不安。
- 当初のアセスメントで、サービスを利用しようとする本人の希望を聴き、サービス提供を行う中でより本人の能力を把握し、自らが生活できる部分は引き出していく支援の形となる。そ

の場合、ヘルパー、コーディネーターなどの調整役との連携が必要。

- 自立に向けたサービスの在り方を考え、提供していくことが重要。
- サービス利用を希望する個人のニーズと支給量の関係に着目し、ニーズをどれくらい達成していくかという問題が重要。
- サービス支給量とニーズとの関係に加え、自立の経験や社会参加の度合いとの関係も調べる必要がある。
- 障害者のニーズに基づく支給量となっているかが重要であり、ケアマネジメントの手法により総合的な支援を行える体制とすることが重要。
- ケアマネジメントについて、障害者はこれまでの受け身の姿勢を変える必要があるのではないか。
- 高齢者の尊厳を支えるケアを実現するためには、地域における包括的なケアが必要。また、家族介護を前提とせずに居宅サービスを設計すること、施設が新しい機能、役割を地域に展開していくことが必要。
- どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいただく前提。また、介護保険制度は、ニーズが増大すればサービスを制約することなく伸ばし財源調整を行うこと、被保険者・負担者がお金が公正に使われているか、サービスの質を管理し、サービスがニーズに対応しているかのチェックが可能な仕組み。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、システムを議論することが重要ではないか。
- 支援費制度における支援には、介護と社会参加の両面の要素があり、介護保険制度につながっていく要素もあるのではないか。また、従来の施設体系にとらわれない形態を活用していく必要があるのではないか。
- 介護を得ながらでも働き、社会を支える側に回りたいと考えている障害者（チャレンジド）があり、単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにどうすべきかを議論する必要がある。

## 6 今後の予定

9月30日、10月14日、28日、11月14日、26日に行う予定。

(以 上)

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第8回）議事概要

### 1 日時

平成15年9月30日（火）10時00分～12時00分

### 2 場所

厚生労働省17階専用第18～20会議室

### 3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、大熊委員、太田委員、大谷委員、大濱委員、大森委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、森貞述委員、森祐司委員、山路委員（渡辺委員から交替）

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

### 4 議事

#### （1）地域生活を支えるサービス体系の在り方について

資料1及び2に基づき、佐藤委員、村上委員のそれぞれから発表があった。それについて、意見交換を行った。

#### （2）報告事項

資料3及び4に基づき、事務局が抽出調査の報告を行い、その後、意見交換を行った。

### 5 主な意見

- ホームヘルプサービスでは担えない送迎や一時預かりのニーズへの対応を、県単・市単事業で行っている。ホームヘルプサービスの便宜の内容の見直しが必要。
- 支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。
- 高齢者デイサービスの利用者は要介護度の低い者が利用するが、障害者デイサービスは逆。デイサービスの利用に対するイメージの転換が必要。また、デイサービスの提供時間を確保するためには、送迎時間の長さがネックになっている。重度の障害者や障害児に対するサービスを具体的にどのように充実させていくかを考える必要がある。
- 利用者のニーズに対応して、若年ヘルパー、男性ヘルパー、ガイドヘルパーの増員が重要。また、障害者がヘルパーを希望するのは、これまでできなかつたことをできるようになりたい

からであり、そこにはエンパワメントの視点が入ってくる。

- 入所施設と異なり、地域では生活の場と日中活動の場が別々になる。生活の幅の広がりに対応してサービスの層も厚くする必要がある。また、公助のみでニーズを賄うことは、一人の施設、世界一小さい入所施設のようなもの。地域とのつながりを実現するには、ケアマネジメントの手法を活用しながら、インフォーマルサービスを加え、地域の力を活用し、地域を育てていく視点を取り入れることも重要。
- サービスの利用者がどのような生活をしたいのかを基本にした介護であるべき。また、私的サービスについて考えることも重要だが、住宅・交通など様々な社会政策を含めて障害者を取り巻く環境を考えることも必要。
- 市の予算の使い方を考慮する必要がある。ある地域では、重度の知的障害者に月200時間しかホームヘルプサービスを使っていないところがあり、これで地域生活が維持できるか不安。レスパイトサービスよりもホームヘルプサービスを優先すべきではないか。
- 地域福祉において、従来のフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスを含む地域資源を有効に活用することが重要。
- 一般論として、自薦ヘルパー方式は尊重されるべきと考えているが、資格や費用の支払い方法で不明瞭さを感じたケースがあったので、当事業所では断ったこともある。
- 新たなサービスを無理につくって行かなくても、現行のサービスの幅を広くしたり、柔軟性を増したりすることによっていろいろなことがカバーできるのではないか。
- 現行のサービスを前提とせずに、障害者向けのサービスとは何なのかのサービス論を議論していくことが必要。
- ニーズとサービスの調整の仕組みと、インフォーマルケアを組み合わせて地域をつくっていくことを車の両輪として組み上げ、それらをベースに制度を考えていくことが必要。

## 6 今後の予定

10月14日、28日、11月14日、26日に行う予定。

(以上)

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第9回）議事概要

### 1 日時

平成15年10月14日（火）13時30分～16時00分

### 2 場所

厚生労働省18階専用第22会議室

### 3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大谷委員、大濱委員、京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、森貞述委員

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

### 4 議事

#### （1）地域生活を支えるサービス体系の在り方について

資料1及び2に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

障害者（児）の地域生活への移行を進めるため、検討課題の追加の指摘のほか、制度運営の柔軟性やケアマネジメントを求める意見等が出された。

#### （2）その他

資料3に基づき、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」について報告が行われた。

### 5 主な意見

- 地方分権化の流れの中での障害者施策における国や都道府県の役割、介護保険との関係等も本検討会において議論が必要。
- 互助やボランティア、インフォーマルサービスは、最初からあるべきものというよりも、まず、公的なサービスの在り方について十分な議論が必要。
- 支援費サービスを提供する事業者が一定のサービス、障害者の生活を囲い込むおそれがある中で、公的サービスだけではなくインフォーマルなサービスを活用できるようにすることが必要。
- 現在は在宅サービスのメニューが足りず、どのように増やすかを議論することが先決。

- サービス量を決定する際に、介護保険制度にあるような第三者的な評価システムや、居宅サービス計画のガイドライン的なものを作る必要がある。
- 障害者施策についても、次世代を地域の中で支え合っていくという視点に立って、小規模の市町村でも工夫して創り出していくことが必要。
- 支援費の支給申請及び決定においてケアマネジメントが必要。
- 視覚障害者がホームヘルプサービスの移動介護を利用する場合にも、家事援助のように、ヘルパーが代筆、代読を行えることを明記すべき。
- 施設に入所している障害者の多くが地域移行を望んでおり、それを実現するための、施設側及び入所者へのインセンティブとなるような施策を考えるべき。
- 施設から在宅への流れを、具体的にどのように構築していくかが重要。その際、厳しい財政状況や施設入所者と在宅生活者の負担のアンバランスがある中で、限られた財源の配分を工夫することが重要。
- 障害者の個々の生活ニーズに基づく地域生活支援としては、制度の包括的・弾力的な運用を図ることが重要であるが、制度の柔軟な運営は、同時にモラルハザードを起こすおそれがあり、これにどう対応するかも課題。
- 当事者の生活ニーズに合ったホームヘルプサービスが提供できるよう、その類型を柔軟にするなどの見直しが必要。ニーズに基づいたトータルな介護のサービスという観点が必要。
- 地域でショートステイを毎日利用しているような障害者もあり、ショートステイの役割、在り方について議論が必要。
- 制度の柔軟性は必要だが、地域の中で負担者である市民を納得させる客觀性や根拠を示し、合意を得ることが必要。
- 制度の柔軟性は、ケアマネジメントやサービス調整の仕掛けとセットになって付与されるもの。また、障害者の人権を守る権利擁護の仕組みを作つておく必要がある。
- 施設サービスの在り方を考えることが必要。また、サービスの項目だけでなく、午前・午後・夜間といった時間軸で障害者の生活を考えることも必要。

## 6 今後の予定

10月28日、11月14日、26日に行う予定。

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第10回）議事概要

### 1 日時

平成15年10月28日（火）10時00分～12時05分

### 2 場所

厚生労働省17階専用第18～20会議室

### 3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、大熊委員、太田委員、大谷委員、大濱委員、京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、森貞述委員、森祐司委員、山路委員

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長、今井障害者雇用対策課調査官

### 4 議事

（1）地域生活を支えるサービス体系の在り方について（就労支援、住まい等の施策について）  
資料1及び2に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

竹中委員、中西委員から資料が提出され、説明があった。

障害者（児）の地域生活への移行を進めるため、検討課題の追加の指摘のほか、支援ニーズに応じた障害者施策を考える必要性や、福祉施策と雇用・住宅施策等との一層の連携を求める意見等が出された。

#### （2）報告事項

資料3に基づき、事務局が、居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果の報告を行った。また、有留委員から、東京都4～6月の居宅介護支援の利用状況について報告があった。その後、意見交換を行った。

#### （3）その他

15年度ホームヘルプサービス予算の執行の状況等を明らかにすべきという意見が委員からあり、事務局から次回報告することとされた。

### 5 主な意見

○ 自営業を営む視覚障害者への配慮が必要。

○ 職業リハビリテーションにより、一般就労や福祉工場での雇用につなげていくことが必要。  
また、更生施設、授産施設等の多様な実態を踏まえて、今後の施策体系を切り替えていくこ

とが必要。企業が福祉工場のメリットを活かせるようにするなど、一般雇用と福祉的就労の線引きを考え直すことが必要。

- 就労、住まいとも、「入れ物・器」の問題ではなく、例えば、福祉的就労から一般就労へ移行させるシステムをどのように開発するかといった「機能」の議論をすべき。
- 障害者が働くことを、行政の力だけでなく、その可能性を広げようと活動する者と企業の参画により支援することが重要。
- この検討会は、官と民や、障害を持つ人と持たない人との対決の場ではなく、人が生きていく上で何が必要なのかを議論する場である。その際、介護を受けながら働くうと思えば働く人と、重症心身障害者のように働きたくても働けない人とを分けて議論すべき。
- 障害者雇用率を満たしていない事業者が多く、また、特に視覚障害者や重度障害者の雇用が進んでいない。企業が障害者の雇用を進めていくために、行政が強い指導を行うことも必要。
- 授産施設から一般就労への移行が極めて少ない一方で、一般就労から授産施設、小規模通所授産施設、小規模作業所へ流動する傾向がある。一般就労に結びつく者と、施設の中で就労し、生活費を得る者とを分けて施策を考えてもよいのではないか。
- 障害者就業・生活支援センターがきめ細かなサービスを行えるよう、その実施主体を市町村にするべき。また、施設から地域への流れを具体的に作り出す裏付けとして、グループホームの創設に際してのイニシャルコストの支援が必要。
- 親亡き後、当事者に残された家をグループホームとして活用している例がある。また、高齢者向けの施策であるシルバーハウジングやシルバー人材センターなどを横断的に、障害者も対象としていくなど、地域の既存資源をもっと活用するという視点が重要。
- 就労支援について、規模が小さい職場におけるコミュニケーションの支援や、障害者と家族や地域との調整など、生活支援に関する支援の機能が不十分ではないか。また、教育と雇用施策との連携も必要。
- 公営住宅について、知的障害者、精神障害者の単身入居や若年齢層の入居について、見直しが必要。
- 障害者がグループホーム等に入居する場合の家賃補助が必要。また、知的障害者生活支援センターは、通勤寮だけでなく、利用しやすい場所につくってほしい。

- 東京都においては、従来から高い水準のホームヘルプサービスを提供してきたが、支援費制度になって、全身性障害者への日常生活支援をはじめとして、より一層サービス提供量が増加している。
- 今は、全障害者に占めるサービスの利用者数は少ないが、潜在的利用者を考慮すると、今後、その増大が見込まれる。今年度や来年度の予算の議論では済まされず、抜本的な制度の見直しが必要。今サービスを受けている人たちが納得することだけを繰り返すことは、広い意味で不公平な結果をもたらすのではないか。

## 6 今後の予定

11月14日、26日、12月12日に行う予定。

(以上)

## 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第11回）議事概要

### 1 日時

平成15年11月14日（金）14時00分～16時55分

### 2 場所

厚生労働省18階専用第22会議室

### 3 出席者

（委員）江草座長、板山座長代理、有留委員、安藤委員、太田委員、大谷委員、大濱委員、京極委員、笹川委員、佐藤委員、高橋委員、竹中委員、谷口委員、中西委員、早崎委員、村上委員、室崎委員、森貞述委員、森祐司委員、山路委員

（ヒアリング収集者）宮城県知事・全国知事会社会文教調査委員会委員長 浅野史郎氏

（厚生労働省）小島社会・援護局長、塩田障害保健福祉部長、村木企画課長、高原障害福祉課長

### 4 議事

#### （1）報告事項

資料1に基づき、事務局が、平成15年度ホームヘルプ予算について報告を行った。

障害者関係7団体から厚生労働大臣に対する必要な予算の増額を求める要望書が配布された。

#### （2）サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について

資料2及び3に基づき、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。また、中西委員から資料が提出され、説明があった。

高齢者と障害者におけるケアマネジメントの比較、ケアマネジメント従事者の中立性、その制度的な位置づけの必要性についての意見等が出された。

#### （3）全国知事会からのヒアリング

資料4に基づき、全国知事会・社会文教調査委員会委員長である浅野史郎宮城県知事から意見発表があり、その後、意見交換を行った。

### 5 主な意見

- 支援費制度は、初年度からその存続が危ぶまれるようであってはならない。宮城県では、知的障害者と障害児のサービス利用が前年比2倍に伸びている。在宅サービスは裁量的経費であることから補正予算の見込みも薄く、財政面で市町村の負担が大きい。
- サービスの充実、財源の確保を図り、また、健常者の当事者意識を高めるため、支援費制度の介護保険制度への移行について、現在の介護保険制度の見直しの議論の中で、十分な議論をすべき。

- 介護保険制度の見直しに併せて支援費制度の移行の議論をすることは時期尚早。消費税も含めて国の財源の在り方について議論の対象にすべき。
- 高齢者と障害者では生活の中身が異なる。また、障害者自身が自立生活の経験を積み、ニーズを見ることが重要であり、ケアマネジメントというよりは、障害者への情報提供を行うコンサルタントのような立場であるべき。
- 本来、高齢者と障害者とでケアマネジメントの手法は違わない。
- ケアマネジメントについて、高齢者と障害者との違いや、身体障害者と知的障害者との違いがあるのではなく、個々が違うことを前提に考えることが必要。
- 介護保険制度のケアマネジャーも地域療育等支援事業のコーディネーターも、事業所に附属すると、サービス調整に際し、事業所のサービスを優先するなど、中立性が担保されないといった懸念がある。
- 利用者が利用したいようにサービスを決めていくべきであり、利用者にサービスを押しつけるケアマネジメントの専門家は不要。
- 親にとっては相談支援の場があることが重要であり、中立的なケアマネジャーのいるセンターのようなところが必要。
- 相談支援の組織が形式的に中立であればいいのではない。現実はほとんど家族がマネジメントしており、利用者本位の視点が重要。
- サービスを持たない相談支援事業は、経営が大変になる。
- 支援費制度を利用する障害者についても、手法としてのケアマネジメントは地域生活支援を組み立てていく上で重要。
- 措置制度と異なり、支援費制度においては利用者と事業者が契約するため、相談に対応できていない市町村がある。専門職を位置づけることが必要。
- 支援費制度の下でどのように相談支援を伸ばしていくかを考える上で、いまある資源を大事にコーディネートするなどして育てていく観点が必要。
- 地域において、フォーマルなサービスだけでは生活は成り立っていない。高齢者介護の分野で生まれてきたインフォーマルサービスを、障害者福祉の分野でも大事にし、総合的に生活支援を行うことが重要。
- ケアマネジメントは、どのような生活をしたいのかが判断できない人が利用するものであり、相談や情報提供は、第三者機関として市町村の機能と位置づけるべき。
- 市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターからそれぞれ人を派遣し、総合的に相談支援事業を行えば、中立的にできるのではないか。
- 15年度のホームヘルプサービスの利用量は前年度と比べて増えているが、サービス量はさほど増えていない。利用量が増えたのは特定の人が多く使うためであり、多くの人たちがサービスを使えるような制度であるべき。

## 6 今後の予定

11月26日、12月12日に行う予定。

(以上)